

議案第96号

財産の処分について議決を求める件

財産の処分について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和4年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を処分する。

1 財産の種類、面積及び所在地

種類	面積	所在地
土地	34,555.34平方メートル	霧島市溝辺町麓字山神321番12並びに隼人町西光寺字西免2284番8及び字東免2427番36

2 処分金額 937,917,350円

3 処分の相手方 鹿児島市谷山港三丁目4番13
株式会社肥後産業

(提案理由)

鹿児島臨空団地の一部を処分しようとするものである。